

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号などを記入します。

表題を「令和6年度」とし、提出年月日を記入します。

2. 昨年1年間の収入・所得を記入します。

(1) 事業所得・不動産所得のある方

収支内訳書を作成し、収入金額の合計を「ア・イ・ウ」欄に、所得金額を「①・②・③」欄に記入します。専従者控除は裏面にも記入。

—記帳・帳簿等の保存制度の対象者について—

個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要です。

(2) 給与所得のある方

源泉徴収票の支払金額の合計額(源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「給与所得の内訳」欄で合計した額)を「カ」欄に記入し、「カ」の金額を下の表にあてはめて求めた額を「⑥」欄に記入します。

「カ」の金額	「⑥」の金額
1,619,000円未満	「カ」-550,000円(マ付息は0)
1,620,000円未満	1,069,000円
1,622,000円未満	1,070,000円
1,624,000円未満	1,072,000円
1,628,000円未満	1,074,000円
1,800,000円未満	「カ」÷4=A (千円未満切捨)
3,600,000円未満	A×2.4+100,000円
6,600,000円未満	A×2.8-80,000円
8,500,000円未満	A×3.2-440,000円
8,500,000円以上	「カ」×0.9-1,100,000円
	「カ」-1,950,000円

(3) 公的年金・その他の雑所得のある方

公的年金の収入額を「キ」欄に、業務に係る収入を「ク」欄に、その他の雑収入の額を「ケ」欄に記入し、それぞれ次により求めた所得額の合計額を「⑦~⑨」欄に記入します。

●公的年金の雑所得の速算表(マ付息は0)

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円未満	「収入金額-1,100,000円」	「収入金額-1,000,000円」	「収入金額-900,000円」
	410万円未満	「収入金額×0.75-275,000円」	「収入金額×0.75-175,000円」	「収入金額×0.75-75,000円」
S34.1.1 以前生まれ	770万円未満	「収入金額×0.85-685,000円」	「収入金額×0.85-585,000円」	「収入金額×0.85-485,000円」
	1,000万円未満	「収入金額×0.95-1,455,000円」	「収入金額×0.95-1,355,000円」	「収入金額×0.95-1,255,000円」
65歳未満	130万円未満	「収入金額-600,000円」	「収入金額-500,000円」	「収入金額-400,000円」
	410万円未満	「収入金額×0.75-275,000円」	「収入金額×0.75-175,000円」	「収入金額×0.75-75,000円」
S34.1.2 以降生まれ	770万円未満	「収入金額×0.85-685,000円」	「収入金額×0.85-585,000円」	「収入金額×0.85-485,000円」
	1,000万円未満	「収入金額×0.95-1,455,000円」	「収入金額×0.95-1,355,000円」	「収入金額×0.95-1,255,000円」
	1,000万円以上	「収入金額-1,955,000円」	「収入金額-1,855,000円」	「収入金額-1,755,000円」

●業務に係るものの雑所得

総収入金額-必要経費(掛金など) = 雑業務所得額

注) 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を5年間保存しなければならないこととされています。

●その他の雑所得(個人年金・暗号資産等)の計算方法

収入金額-必要経費(掛金など) = 雑その他所得額

(4) 一時所得(満期・解約等)のある方

次により求めた額をそれぞれ「シ」欄・「⑩」欄へ記入します。
収入金額-必要経費(掛金など)-50万円(マ付息は0) … 「シ」欄
「シ」欄の額×1/2 = 一時所得額 … 「⑩」欄

(5) 申告書裏面の配当所得・雑所得・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項に、該当事項を記入してください。

申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。(申告者本人以外の本人確認書類は不要です)

令和6年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

竹原市長 様

台帳番号	
現住所	竹原市中央五丁目1番35号
申告年月日	令和6年2月16日
1月1日現在の住所	竹原市中央五丁目1番35号
生年月日	明・大(昭)平・令 27年4月1日
フリガナ	タケハラ タロウ
氏名	竹原 太郎
個人番号	1234-5678-9012
業種又は職業	会社員
電話番号	0846-22-7732
世帯主の氏名	竹原 太郎
続柄	本人

収入金額等	事業	営業等	ア			
		農業	イ	120	000	
		不動産	ウ	1120	120	
		利配	エ			
		給与	カ	2000	000	
雑所得		公的年金等	キ	1500	000	
		業務	ク			
		その他	ケ			
総合課税		短期	コ			
		長期	カ			
	一時	シ				

所得金額	事業	営業等	①			
		農業	②	△40	020	
		不動産	③	410	020	
		利配	④			
		給与	⑥	1320	000	
雑所得		公的年金等	⑦	400	000	
		業務	⑧			
		その他	⑨			
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩				
	総合譲渡・一時	⑪				
	合計	⑫	2090	000		

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	180	000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	35	000	
	地震保険料控除	⑯	10	000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰			000
	勤労学生・障害者控除	⑱	260	000	
	配偶者(特別)控除	⑲	330	000	
	扶養控除	⑳	780	000	
	基礎控除	㉑	430	000	
	雑損控除	㉒			
医療費控除	㉓	100	000		
合計	㉔	2125	000		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

3. 所得から差し引かれる金額の計算

(1) 社会保険料控除…「⑬」欄

本人が支払った社会保険料等の合計額
親族の給与・年金から徴収された保険料は対象となりません。

(2) 生命保険料控除…「⑮」欄

それぞれの保険料の額を次の表にあてはめて求めた額の合計額(上限70,000円)

旧個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額	介護医療年金	12,000円以下	支払保険料の全額
旧個人年金	40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	介護医療年金	32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
旧個人年金	70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	介護医療年金	56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
旧個人年金	70,000円超	35,000円	介護医療年金	56,000円超	28,000円

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	源泉徴収票のとおり	60,000円	
	国民健康保険	120,000円	
	合計	180,000円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	
	旧生命保険料の計	100,000円	
	新個人年金保険料の計	円	
	旧個人年金保険料の計	円	
	介護医療保険料の計	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	20,000円	
	旧長期損害保険料の計	円	
⑰~⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除	⑰ □寡婦控除	円	
	⑱ □勤労学生控除(学校名)	円	
⑲ 障害者控除	□死別 □生死不明 □離婚 □未婚	円	
	氏名 竹原 一郎 障害の程度・種類 身体・療育・精神認定書・その他	円	
⑳ 扶養控除	氏名 竹原 花子 障害の程度・種類	円	
	氏名 竹原 花子 障害の程度・種類	円	
㉑~㉒ 配偶者特別控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名 竹原 花子 生年月日 明・大(昭)平 30年5月1日 配偶者の合計所得金額 0円	円	
	氏名 竹原 一郎 生年月日 明・大(昭)平 54年4月1日 同居・別居の区分 同居 子 33万円	円	
㉓ 扶養控除	氏名 竹原 花美 生年月日 明・大(昭)平 7年3月1日 同居・別居の区分 同居 母 45万円	円	
	氏名 竹原 二郎 生年月日 明・大(昭)平 20年10月1日 同居・別居の区分 同居 子の子	円	
㉔ 医療費控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
㉕ 雑損控除	支払った医療費等	円	円
	380,000	円	180,000円

別居の扶養家族等がいる場合には、裏面②氏名、個人番号、住所及び別居居住者である場合は区分を記入してください。扶養控除額の合計 78

○所得のなかった場合

1. 学生	5. 失業	その他の場合の具体的な状況
2. 家事	6. 遺族年金	
3. 病気	7. 障害年金	
4. 生活保護	8. その他	

給与・公的年金などに係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

※生命保険料控除の注意点

一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除においては、新契約と旧契約の両方がある場合は、両方を合わせた控除額(上限28,000円)と、旧契約のみの控除額(上限35,000円)のいずれか多い方を適用することができます。

なお、一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除があり、控除額合計が70,000円を超えた場合でも、合計適用限度額は70,000円です。

(3) 地震保険料控除…「⑯」欄

地震保険と旧長期損害保険それぞれの保険料の額を次の表にあてはめて求めた額の合計額(上限25,000円)

	地震保険	支払保険料×1/2
旧長期	5,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

(4) ひとり親・寡婦・勤労学生・障害者控除…「⑰~⑲」欄

寡婦のとき…26万円 障害者1人につき…26万円
ひとり親のとき…30万円 特別障害者1人につき…30万円
勤労学生のとき…26万円 同居特別障害者1人につき…53万円

(5) 配偶者・扶養控除…「㉑~㉓」欄

種類	扶養区分	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(S29.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
扶養控除	一般	(S29.1.2からH20.1.1まで生まれ)		33万円
	一般のうち特定	(H13.1.2からH17.1.1まで生まれ)		45万円
	老人(S29.1.1以前生まれ)			38万円
	同居老親			45万円

(6) 配偶者特別控除…「㉔」欄

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

(7) 基礎控除…「㉑」欄

2,400万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
43万円	29万円	15万円	適用なし

(8) 医療費控除…「㉓」欄

医療費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から「㉓」欄の5%又は10万円のいずれか小さい額を差し引いた額(上限200万円)又は、特定の医薬品購入費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から12,000円を差し引いた額を記入します。特定の医薬品購入費の場合のみ、区分欄へ「1」を記入してください。

(9) 所得のなかった場合

該当する項目を○で囲み、その他の場合は、状況を記入します。